

鬼中交通安全のきまり

I 自転車使用について

(1) 使用を認める自転車

- ・ 実用車または軽快車
- ・ 正しく乗車して、両足が地面につくサドルの高さのもの
- ・ ハンドルは、アップハンドルのもの
※下向きに半円を描くタイプであるドロップハンドル・セミドロップ、
極端なカーブのあるタイプ等は不可
- ・ スタンドは両立スタンドのもの
- ・ ベルが、ハンドルを握ったままで鳴らせる位置についたもの
- ・ 防犯登録をすませたもの
- ・ ハンドルの高さが、サドルの高さ以上のもの
- ・ 荷台のついたもの（荷物を荷ひもでしばるため。）
- ・ 荷かごをつける場合は、前部につける。
- ・ ライトが点灯するもの
- ・ 車体の色、変則ギアの有無については自由とする。
- ・ 入学後に行う学校の車体検査（自転車点検）に合格したもの

(2) 自転車通学を認める場合

- ・ 自転車通学許可区域に住んでおり、「自転車通学許可願」を提出して許可を得た人

【自転車通学区域（R6～）】

国道155号線以东 西ノ口 住吉町 小林町

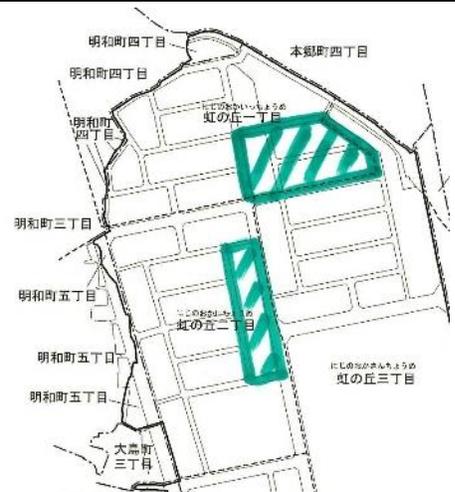
若松町 虹の丘1・2丁目の一部 虹の丘3～7丁目

(右地図斜線部)

大和町3・4・5・6丁目 末広町2・3丁目

多屋町 森西町 錦町 鯉江本町1・2丁目

蒲池町6丁目の一部（4丁目より北）



- ・ 学校が休みの日に部活動に参加する場合，または再登校して部活動に参加する場合
- ・ 特別な理由があり，学校の許可を得て登下校する場合

(3) 使用時に守ること

- ・ 道路交通法を守る。
- ・ 校内は自転車を降りて通行する。
- ・ 正門及び東門の前の横断歩道は，降りて横断する。
- ・ 1列通行する。
- ・ 正カバンは背負い，サブバッグは荷台に荷ひもでしぼる。
- ・ 前かごには重い荷物を入れない。
- ・ ヘルメットを正しくかぶり，あごひもをしめる。

2 徒歩について

- ・ 道路交通法を守る。
- ・ 1列通行を励行する。

3 その他

- ・ カップは，ベージュなどの明るい色を使用する。
- ・ 道路・踏切などを横断する時は，止まって自転車を降り，安全を確認してから渡る。
- ・ 近くに横断歩道がある時は，必ず横断歩道を渡る。
- ・ 他の通行者に迷惑になる行動はしない。

4 違反について

ア 許可取り消し違反对象事項

- ・ ノーヘル・2人乗り・信号無視・並列走行

イ 許可停止期間から取り消しまで

- ・ 初回違反…家庭連絡
- ・ 2回目違反…1週間
- ・ 3回目違反…1ヶ月
- ・ 4回目違反…取り消し

ウ 特に危険な乗り方の場合

- ①斜め横断など→初回違反…1ヶ月 ・ 2回目違反…取り消し
- ②違反をして事故にあった場合…初回で取り消し

5 通学路図

・自転車で国道横断は、この押しボタン式の横断歩道を渡る。

・自転車は、この信号以南の国道の通行禁止。

自転車はこの点滅信号の交差点で曲がる。
(直進不可)

北汐見坂の生徒は、登校時は国道155号線を通り、下校時は鬼崎中から北へ向かう道路を通る。

- ・指定通学路 
- ・徒歩のみの指定通学路 
- ・細い道などは省略してあります。
- ・自宅から最寄りの指定通学路までは、安全で最も早く到達できる道を通行するようにしてください。
- ・自転車通学許可区域
 国道155号線(産業道路以東)
 西之口、住吉町、小林町、若松町
 虹の丘1・2丁目の一部
 虹の丘3~7丁目
 大和町3・4・5・6丁目
 末広町2・3丁目
 多屋町、森西町、錦町
 鯉江本町1・2丁目
 蒲池町6丁目の一部(4丁目より北)

川沿いのこの道は
 自転車は 
 徒歩は 
 を通行する。

